平成２５年（フ）第４４２号
さいたま市西区大字土屋96番地９　レオパレス21グレイス大宮西201
債務者　下村理恵子（旧姓宮城）
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
埼玉県新座市東北２丁目22番14号　クラブコート志木304号室
債務者　川邉　秀樹
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
埼玉県越谷市大字恩間839番地５
債務者　鈴木かをり
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地こま川団地１街区３棟209号
債務者　加藤　利夫
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０４号
埼玉県入間市小谷田３丁目８番35号　シャルマンタキザワ202
債務者　小松　京子
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０７号
埼玉県川越市菅原町11番地６　パールハイム川越503号室
債務者　橋本　　隆
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１０号
埼玉県川越市大字今福2751番地35
債務者　大木　鯉香
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５号
千葉県銚子市明神町１丁目162番地
債務者　石津喜久榮
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６６号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―22―101
債務者　関矢　知己
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１５号
神奈川県秦野市下大槻410番地２－２―504、前住所埼玉県越谷市赤山町５丁目７番47号ペアハイツ越谷１―307
債務者　荻野　圭介
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２３８号
神奈川県平塚市東中原２丁目15番６―304号市営住宅
債務者　井上　雄樹
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３５号
岐阜県土岐市妻木平成町５丁目９番地の２カームハウス・リーフ102号
債務者　中島　奈々
１　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第８５号
静岡県駿東郡清水町徳倉1908番地の１　エルディム和田入102号、前住所静岡県沼津市大岡2426番地の１　エストワン
債務者　堺　　一仁
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
静岡県沼津市大岡1972番地の１　市営自由ヶ丘団地Ｎ６―901
債務者　杉山　晶美
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
愛知県江南市力長町観音寺19番地　市営力長住宅Ａ棟206号
債務者　藤井あゆみ（旧姓暮石）
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１５２号
愛知県江南市東野町鐘鋳山24番地　市営東野住宅Ｂ棟302号
債務者　天川　隆義
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部